

肯定側立論 (5分)	否定側尋問 (3分)	否定側立論 (5分)	肯定側尋問 (3分)	否定側反駁 (3分)	肯定側反駁 (3分)	否定側最終弁論 (3分)	肯定側最終弁論 (3分)
<p>発表者: 井上晋</p> <p>哲学 ・「客観的事実であるかどうかは決して多数決では決まらない」ということ。 ・緻密な検証を繰り返すことによるのみ事実が明らかになる</p> <p>定義 a) 事実: 本当のこと。偽りでないこと。歪曲や隠蔽や錯誤をすべて排したときに明らかにされる事をいう →つまり、客観的なこと</p> <p>b) 裁判(さいばん): 社会紛争の解決手段の一つであり、ある一定の権威を持つ第三者の判断に紛争当事者を従わせることにより紛争を解決させる取り決め →そのため、この権威には、正当性が必要 →その正当性とは、客観的事実を正しく判断できるということ</p> <p>裁判員制度の問題点 D1) 裁判が正しく行われない</p> <p>裁判員制度では、 1. 口頭にて(最高裁HPより) →そのため、裁判員は、1日で2、3名の証人の話を聞き、それを3-4日間続けて、最終的に事件の真実を見極めることになる →我々の言語能力はそこまで高くない</p> <p>2. 素人裁判官が行う 証拠資料 ストックホルム大学のクリスチャン・ディーゼン准教授 素人として裁判に参加する人に国際的に共通する特徴として、裁判員は、主観的で、感情に支配される傾向は専門裁判官より強い。 →素人裁判官は、客観的でなく主観的になる</p> <p>D2) 国民の負担が大きい 1. 時間的負担 →時間的な負担とは、平均3~4日間 午前10時ごろから午後4時ごろまで、身柄を拘束される →否認事件では、9~20日間になる</p> <p>2. 心理的負担 →他の国では死刑制度が廃止されているが、日本では死刑制度がある →人を裁くというだけでも心が重たいものですが、まして死刑にすることは、大きな心理的負担になる</p>	<p>発表者: 中村貴裕</p> <p>1. 裁判員制度の実績 Q) 国民の司法参加制度は世界各国で導入されていますね? A) はい Q) なぜ日本ではできないのか? A) トレーニングされてないから、また慣れていないから Q) では日本国民も慣れればできるか? A) ...</p> <p>2. 国民の負担 Q) 国民の時間的負担(期間)はスウェーデンの参審制より短い? A) はい。期間は短い Q) 素人のみでなく裁判官が審議に参加することでもいいか? A) はい Q) 裁判員制度の対象は、第一審裁判であり、控訴できますね? A) はい。控訴システムはある</p> <p>3. 司法制度改革に関して Q) 裁判員制度が司法制度改革の目玉となっていますね? A) はい Q) 裁判員制度が廃止されることで、司法制度改革が遅れることになる? A) 一概には言えない。裁判員制度廃止でも、他改革は遂行できる</p> <p>4. 国民の常識 Q) 主権は国民か A) はい Q) 裁判官は国民常識を反映してるか? A) 不明。法と良心に基づきジャッジ</p> <p>5. 日本の有罪率 Q) 有罪率が非常に高いですね? A) はい Q) 無罪と言えない雰囲気がありますか? A) 不明</p> <p>6. 日本の司法制度 Q) チェック&バランスは働いているか? A) 充分とは言えないが働いている Q) 現行裁判はわかりやすいか? A) わかりにくい</p>	<p>発表者: 中村貴裕</p> <p>哲学 ・「裁判員制度は日本の民主主義を成熟させる制度であり、継続すべき」</p> <p>定義 a) 裁判員制度: 司法への民主主義導入 b) 民主主義: ①「国民一人一人が国家権力を所有し、自ら行使する制度」。 ②チェック&バランス ③透明性を高める →国政の3権の中で、司法は立法、行政に対する「チェック」機能。これを国民が担ってこそ、真の民主主義の実現 証拠資料 フランスの思想家「トクヴィル」 民主主義社会においては国民の国政への参加意識が非常に重要。司法への参画は人々に私事以外のことを強いることによって、個人の自己本位主義と闘う制度であり、国民の義務。」</p> <p>1. 職業裁判官による裁判制度の問題点 a) 民主主義が未成熟 日本国民の生活は豊かだが、国政への関心、選挙への低い参加率等含めて、政治に対する参画意識が非常に少ない →「自己本位主義」の塊 b) 国民の司法参加を導入していないのは日本だけ →世界: 民主主義国家としては国民の司法参加制度は基本 →G8の中でも導入していないのは日本のみ c) 司法制度改革の衰退 →廃止してしまえば、この改革を衰退させる事、すなわち日本の民主主義成熟の機会を逃す事になる</p> <p>証拠資料 日本: 「国民にわかりやすい司法制度導入を」 1980年から議論、2001年から司法制度改革が進められ、「裁判員制度導入」が目玉。</p> <p>2. 肯定側への反論 D1) 「正しい裁判」について 定義が不明、否定側定義は次の通り 定義: 裁判員に求められる素養=多種多様な人生経験 D2) 「国民への負担」について →死刑制度は裁判官の同意必要。負担は軽減されている →民主主義の導入には多少の負担が必要</p> <p>3. 裁判員制度継続による有益な点 M1) 民主主義の学校となる 証拠資料 フランスの思想家「トクヴィル」 「陪審は人民の審判力を育成し、その自然的叡智をふやす。陪審制は、無料の、そして常に公開されている学校のようなものである」。</p> <p>M2) 司法にチェック機能が備わる 職業裁判官による裁判では、有罪率は99.8% →司法のチェックが機能していない →国民の視点でのチェックが必要 →国政にとって大変重要</p> <p>証拠資料 平野龍一(元東京大学総長 刑事法に詳しく裁判員制度の基礎設計)</p>	<p>発表者: 井上晋</p> <p>1. 司法への民主主義導入に関して Q) 民主主義ができていないとして、デメリットはなにか? 具体的なデメリットはあるか? A) ...</p> <p>2. 裁判員制度に関して Q) 無駄を省いているということはどんなこと? A) 集中審理をしている。また口頭主義にしている 膨大な調書を読まなくてよいこと Q) その他よいことはあるか? A) 言葉をわかりやすくする、公判前整理が行われるなど Q) なぜ難しい言葉をいましている? A) 国民に見せることをしていないため Q) 「未必の故意」という言葉をご存じか? A) どういう意味で聞いているのか?</p> <p>3. 国民の負担に関して Q) 死刑制度は上訴審があるから負担でないというが、一回は軽い気持ちで出してもよいということか? A) そうではない、裁判員制度下でも、しっかりと審理していく仕組みがあるという意味</p>	<p>発表者: 中村貴裕</p> <p>1. 裁判員制度継続による有益な点 M1) 民主主義の学校となる 証拠資料 イギリス思想家 ジョン・スチュアート・ミル 「公共精神のこの学校が存在しないところでは公共の為に、という感情が生まれにくい」 →裁判は市民に非利己的感情を植えつける、と主張</p> <p>M2) 司法にチェック機能が備わる ・無罪判決が出づらい司法システム 証拠資料 元裁判官 生田暉雄先生 「裁判が日本をかえる」 a) 司法教育現場: 無罪判決すると全員の前で非難。無罪判決させない雰囲気 b) 無罪判決には膨大な理由が必要。裁判官の中には、無罪にしたくない、有罪があたりまえ、という心があり、一度無罪判決が出ると大騒ぎになる</p> <p>証拠資料 日本の論点2009 作家佐野眞一氏</p> <p>ゴビンタ事件 1審: 無罪判決 2審: 逆転有罪判決</p> <p>1審裁判官 →八王子、広島、福井支店勤務 →ゴビンダ無罪の懲罰人事</p> <p>2審裁判官 →東京高裁裁判官 キャリア候補 →ゴビンダを有罪に導いた論功行賞</p> <p>2. 職業裁判官による裁判制度の問題点 問題点) 司法と行政との癒着 →司法と国民感情の乖離 →国民が自己本位主義</p> <p>導入後) a) 国民のチェック導入による透明化 b) 司法に国民感情を反映 c) 国民の国政への参加意識の向上</p>	<p>発表者: 井上晋</p> <p>1. 司法への民主主義導入 ・日本の司法において、民主主義ができていないことによるデメリットは挙げられていない →出てきたのは、ウガンダさんの一例のみ →日本の司法に関する本質的な問題ではない</p> <p>2. 裁判員制度の問題点 証拠資料 忘却曲線について ・3日たつと全く覚えていないことを言っている →つまり、裁判員制度では、口頭主義をとるので、忘れてしまう →一方、裁判官は調書を何度も読んで忘れない →だから、裁判官には裁く権利がある 証拠資料 ・自分がわかることについては覚えているが、心証を裏付ける大切な事実は忘れている</p> <p>ゴビンタ事件 1審: 無罪判決 2審: 逆転有罪判決</p> <p>1審裁判官 →八王子、広島、福井支店勤務 →ゴビンダ無罪の懲罰人事</p> <p>2審裁判官 →東京高裁裁判官 キャリア候補 →ゴビンダを有罪に導いた論功行賞</p>	<p>発表者: 中村貴裕</p> <p>1. 司法への民主主義導入 ・警察と司法の癒着 →日本の論点は問題点をあぶつて →生田先生・秋山弁護士発言あり →ウガンダさんの一例だけではない</p> <p>2. 国民の能力 ・国民のみでなく裁判官と共に行う為、国民は常識に従った判断のみ求められる ・裁判官の法知識と国民の常識がミックスされる</p> <p>3. 裁判の質 a) 現行: 裁判官は権利行使の立場、権利行使される国民感情不明、国民常識と司法の基準は別(永田弁護士) b) 導入後: 国民常識で裁く事で国民感覚が司法に反映される a) 現行: 長期間裁判(1ヶ月1度の頻度)、裁判内容を忘れてしまう(生田元裁判官) b) 裁判員制度導入後: 多い人数で同時にチェック、5感を使って判断</p> <p>4. 国民の負担 ・導入により負担は確かにかかる ・ただし、国民の67人に1人、時間も限定的 →裁判員制度を導入することで、トクヴィルが義務づける「主権者国民による裁判」が可能となる →国民主権の行使、チェック&バランス、透明化等、民主主義が「実現」</p> <p>5. まとめ a) 現行裁判: 行政と司法の癒着制度 →司法が司法の為に裁判を行っている b) 裁判員制度導入後: 国民が、国民の為に、国民の手で裁判する</p>	<p>発表者: 井上晋</p> <p>1. 国民の負担 六十数名に一人なので負担は少ないというのは確かにそうだが、我々は、税金をはらい、裁判官に時間とお金を与えて委託しているの十分な義務を果たしている →労働者の三分の一が非正規雇用の現在、時間的な負担は大きい</p> <p>2. 国民の能力 忘却曲線の例をあげ、口頭主義の問題点を挙げた</p> <p>3. 司法への民主主義導入 ・具体的に、我々の民主主義が侵されているという実感はない →司法の権威の正当性が必要 →正当性とは、正しいジャッジ。正しいジャッジとは、専門家による確かな裁判である →不確かなジャッジは、逆に民主主義の正当性を壊す</p>

ディベートチャンピオンシップ2008 選手権試合(裏戦)

氏名: _____

肯定側: 中村 貴裕

論題: 日本は裁判員制度を廃止すべし

日付: 2008/12/6

否定側: 井上 晋

肯定側立論 (5分)	否定側尋問 (3分)	否定側立論 (5分)	肯定側尋問 (3分)	否定側反駁 (3分)	肯定側反駁 (3分)	否定側最終弁論 (3分)	肯定側最終弁論 (3分)
発表者: 井上晋	発表者: 中村貴裕	発表者: 中村貴裕	発表者: 井上晋	発表者: 中村貴裕	発表者: 井上晋	発表者: 中村貴裕	発表者: 井上晋
		<p>◎裁判の役割</p> <p>a) 欧米: 有罪か無罪かを判定</p> <p>b) 日本: 捜査機関が有罪であると言っている犯人に対して、有罪である事を再確認するところ</p> <p>⇒ 検察官が有罪としたものはほぼ有罪</p> <p>M3) 短期集中審理により無駄を省く 透明性を高め、わかりやすい裁判</p>					